

仲裁準備書面について

2008年2月11日

「大学対抗交渉コンペティションと交渉教育」シンポジウム

千葉地方裁判所 片山 昭人

内容

- 「よい」準備書面とは？
- 準備書面に対するコメント
- まとめ

「よい」準備書面とは？

準備書面は仲裁人を説得するための書面

- 仲裁人の思考・判断プロセスをフォローする
→ 争点を把握し、主張の構成を行う
- 主張内容を徹底的に明確にする
- 分かりやすく表現する

仲裁人の思考・判断プロセスをフォローする

- 法的紛争は権利（請求権）の存否という形で現れる

仲裁人は、①権利の発生要件に該当する事実が認められ、かつ、②障害、消滅又は阻止事由に該当する事実が認められない場合、権利が存在すると判断する

- まず、請求権を特定する
- 法律要件（ルール）を整理する
 - 準拠法（UNIDROIT）から、請求権の、①発生要件、②障害・消滅・阻止要件を分析、整理する
 - これが「地図」、「羅針盤」になる

債務不履行による損害賠償請求

【発生要件】(7.4.1～)

- ① 「不履行」の存在 (7.4.1)
- ② 「損害」の発生・数額 (7.4.1)
- ③ 「不履行の結果受けた」ものであること(7.4.2)
- ④ 「損害」の予見可能性 (7.4.4)

「不履行」とは「契約上の債務…を履行しないこと」(7.1.1)

- a. 「契約」の成立 (2.1、1.2)
- b. 「契約上の債務」
→発生要件
 - i) 明示の債務 (5.1) →不明瞭な契約解釈の原則 (4.1～4.7)
 - ii) 黙示の債務 (5.2) 一欠缺条項の補充 (4.8)
 - a) 契約の性質及び目的
 - b) 確立した慣行
 - c) 信義誠実及び公正取引
 - d) 合理性
- c. 「履行」の有無 (5.4、5.5)
 - i) 結果達成義務
 - ii) 最善努力義務

債務不履行による損害賠償請求権(つづき)

発生障害事由:債権者による妨害(7.1.2)

不履行が、(a)債権者の作為・不作為、又は(b)債権者がリスクを負担すべき事情より生じたこと

消滅事由(免責事由):不可抗力(7.1.7)

- ① 不履行が「自己の支配を越えた障害」に起因すること
- ② その障害を契約締結時に考慮しておくこと、又はその障害(その結果)を回避することが合理的に期待できないこと

消滅事由:債務者による不履行の治癒権の行使(7.1.4) + 債権者による妨害(7.1.2)?

- ① 治癒の通知、② 治癒の適切性、③ 債権者が治癒を拒む正当な利益を有しないこと、④ 治癒が速やかにもたらされること(債権者の妨害により治癒不可?)

消滅事由(一部免責):債権者の損害軽減義務違反(7.4.8)

減額事由:債権者の損害への寄与(7.4.7)

損害が、(a)債権者の作為・不作為、又は(b)債権者がリスクを負担する事情より生じたこと

仲裁人の判断プロセスをフォローする(つづき)

- 「生の事実」から、法律要件に該当する具体的事実(主要事実 or 要件事実)を抽出、整理する
- 主要事実を推認させる間接事実、及びこの推認を妨げる間接事実を抽出、整理する
- 以上により、自己が主張立証すべきこと、「正しい」争点が明らかになる
 - 主要事実の存否が一義的に明白でない点が「正しい」争点である
 - 当事者が争っている点が「正しい」争点とは限らない

自己の主張を徹底的に明確にする

- 各争点について、「3つの問い」で自らを問い詰め、考えを煮詰め、主張内容を凝縮、要約する
 - 「要するに何が言いたいのか (What is the point) ?」
 - 結論
 - 「なぜ (Why) ?」
 - 法的三段論法
 - 「だから何なのか (Therefore) ?」
 - 法的位置づけ
(法律要件、主要事実・間接事実との関連)

自己の主張を徹底的に明確にする(つづき)

- まともな主張は、「3つの問い」に対し明確な答えがあり、短く、明確な主張に要約できる
- この要約が主張のエッセンスであり、主張(ロジック)の強さ・弱さ(論理性、骨太さ)が明らかになる
- この作業を繰り返し、主張内容をクリアーにする
 - 「問う(考える)」 ⇔ 「書く(要約する)」
- 主張内容が明確にならなければ、分かりやすく表現できる筈がないーしかし、主張が明確になれば、必ず分かりやすく表現できる訳ではない

分かりやすく表現する

- 「正しい」争点を提示する
- 主張内容を短く、明確に書く
- 構成、表現も工夫する
 - 全体像(請求権は何か、その法律要件は何か)から、細部(各法律要件に関する争点)へ
 - 形式に論理の階層構造を反映させる
 - ✓ナンバリング、インデント、脚注等の利用

準備書面に対するコメント

- 全体(英語の準備書面も含めて)について
 - 事実羅列型: 自己に有利な生の事実をそのまま列挙
 - 法律要件、主要事実・間接事実の分析、整理を徹底する
 - やや強引な事実認定
 - 間接事実の分析・整理、事実に対する謙虚な姿勢
- オーストラリア
 - 争点の提示はできている
 - 誤字・脱字、余事記載(2.3.1.3)をなくす
より慎重な事実認定を心掛ける(1.2.1等)

準備書面に対するコメント(つづき)

- 上智大学

- ナンバリング、フォント等の工夫により読みやすい丁寧な事実引用・論述がされている
- 法律要件の分析、整理をより緻密に行うより慎重な事実認定を心掛ける

- 東京大学

- 法律要件が整理され、主張の論理性が意識されている
- 冒頭部分(第1)を工夫するより慎重な事実認定を心掛ける(第2)

まとめ

- 仲裁人の思考・判断プロセスをフォローする
 - 以上は、訴訟物・要件事実論からの論理的、分析的アプローチ
- 実は、もう一つ重要な判断プロセスがある
 - 具体的妥当性—その結論が具体的事案の解決として妥当か(正義・公平の観念に合致するか)
 - 信義誠実及び公正取引の原則(1.7)等
 - 上述の論理性に裏付けられたものであることが大前提

(補1) 行き詰まったら、法律と事実に戻る

- 法律－関連する条文を読み込み、法律要件・主要事実を再分析、再整理する
 - 法律要件、主要事実・間接事実を整理したダイアグラム作成する
 - 法律に対する謙虚な姿勢
- 事実－記録(問題文)を読み込み、事実の見方・解釈について再検討する
 - 詳細な時系列表(証拠付記)を作成する
 - 事案の理解が深まるにつれ、事実の見方・解釈が変わることは少なくない(難しい事件ほど)
 - 事実に対する謙虚な姿勢

(補2) 事件の本質を見極める

- 事実について、次の「3つの問い」について考え抜く
 - 「要するに何が起こったのか？」
 - 「なぜか？ その根本原因は何か？」
 - 「本件では、なぜ、レッド社／ブルー社が法的に救済されなければならないのか？」
- そうすると必ず見えて来るものがある
 - それが事件の「顔」、事件の本質である
 - これを具体的妥当性論と巧く結びつける

最後に一本当に大切なこと

- 以上は、仲裁の技術論に過ぎない
- 本コンペティションを通して学んでほしい、本当に大切なことは、
(森下先生のスライド最終頁のとおり)
 - 感謝力
 - 謙虚力
 - 本質力
 - チームワーク力
 - 表現力

本スライドは、あくまでも発表者の個人的見解を示したものであり、その所属する組織の見解を示すものではないことをご了解下さい。